

平成 26 年度第 5 回軽米町再生可能エネルギー推進協議会議事録

○開催日時：平成 27 年 3 月 16 日（月）午後 2 時

○開催場所：軽米町役場 3 階会議室

○出席者数：委員 22 名中 19 名出席

○開会

（事務局）

ただいまより、第 5 回軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催します。

○軽米町長あいさつ

（事務局）

開会にあたり、町長からごあいさつを申し上げます。

（町 長）

お忙しい中、協議会へ出席いただき、ありがとうございます。

これまで、大変熱心な、活発な議論をいただきました。

これまでいただいたご意見を踏まえた修正案を本日提示させていただきました。できれば本日、計画の案としてまとめたいと考えています。この計画は、本来であれば、事業者と地権者さんとの合意を受けて、経産省と電力会社の認可をもらい、県の林地開発の審議を得るという手順で進めるものです。手順に関して私たちがどうこうはありません。林地開発については、大変厳しいチェックを受けることになり、環境破壊につながらない、災害を起こさない方法であることが認められた上で、最終的に認可が下ります。専門的な見知をいただきながら、進められる部分については注視し、町として関わっていきたいと考えています。そういった事業なので、推進協議会という名前の通り、推進する観点でのご意見をいただければありがたいと思います。昨夜は、山内生産森林組合の総会があり、私も行ってきました。そこでは、99%が進めたいという意向でした。そういった背景も含め、本日はお一人おひとりからご意見をいただければと考えています。また、これまで事業者さんからのご意見も少なかったもので、本日いただきたいと考えています。

○東北農政局あいさつ

（事務局）

続いて東北農政局から再度、基本計画の中身の基本的なことについてご説明いただきます。

（東北農政局）

今日、資料をお配りさせていただきました。法律の目的、事業スキーム、基本計画の中身についてまとめられています。第 1 回の協議会でも説明があったかと思いますが、改めてご説明いたします。

→配布資料について説明

○元岩手大学副学長あいさつ

（事務局）

続きまして、元岩手大学副学長様からお願いいたします。

(元岩手大学副学長)

これぐらい活発にいろんな意見が出て、真摯に対応しようというのは、いろんな委員会に出てきたが初めての事です。地域の活性化のために、再生可能エネルギー発電事業を活用して、事業者からある程度の利潤を活用するというのは大変画期的です。これまでは電気は作っても地元にはなにも残らないというのが普通であったが、一歩前進で嬉しく思っています。このような事業は、事業者と地権者で話が進むのが普通ですが、一緒に進むというのが今回の試みであり、協議会のように意見交換の場がつくってもらったのは画期的です。普通は、ぜひうちの土地を利用してくださいと事業者さんを探し回る方が多いものです。今回は、事業者さんからの計画があり、地元還元という形での協力がいただけるのはありがたいことです。環境保全、防災については専門家のコンサルでも検討していただきましたし、100%お墨付きというわけではありませんが、重々勘案していろんな意見を踏まえて進めていると思っています。今後、事業を進める中で、専門の研究者が助言することもできます。私も新エネルギービジョンから、軽米町には十数年関わらせていただいています。なかなか実行に移せたものはありません。今回のこの計画は形になりそうですし、前進して良いものにできればというのが率直な意見です。

○議事

(事務局)

では、議事の進行は会長からお願いします。

(会長)

では、議事を進行します。

まずは(1)前回の議事録の確認ということで、事務局をお願いします。

(事務局)

今回は発送が遅れ、大変申し訳ありませんでした。人によっては、読んでいた時間がなかったかも知れません。議事録について、間違いやニュアンスの違いがあれば訂正いたしますので、ご発言ください。

(委員)

●●さんという方が何回も発言されていますが、出席者名の中には■■さんの名前がないですが。

(事務局)

出席者の名前の中から抜けていたので、修正します。大変申し訳ありません。

(委員)

日程が急に決まったりして、何でこんなに急いでいるのかなという印象を持ちました。

(事務局)

議事録並びに計画の修正内容の検討があり、お知らせするのが遅くなってしまいました。大変申し訳ありません。

(委員)

私前回欠席しています。

(事務局)

●●委員さんのお名前を削除して、■■委員さんを追加します。また、森林組合さんも代理出席でしたので、修正します。

(2) 再生可能エネルギー計画案について

(事務局 計画策定受託者)

修正箇所の説明：省略

(会 長)

今回はほぼ全員出席してくださっていますので、今回は全員の方からご意見をいただきたいと思います。お一人3分くらいで、発言をお願いします。

(委 員)

事業の説明資料をお配りしましたので、これについてご説明します。事業区域は 450ha、それに対して実際に開発をするのは、東発電所と西発電所の2か所に分けて行いますが、合わせてパネル設置面積だけで190ha、プラス調整池や管理道路などを合わせて、200ha です。残置森林が200ha 以上で、半分以上にパネルを設置させていただきます。発電容量は、できるだけ多く、効率よくということを目指しており、最新の設計では 115MW となっています。西発電所は今年 12 月以降、東発電所は来年 12 月以降の着工予定です。簡単に進捗を申し上げますと、地権者が 50 名いらっしゃいますが、予約契約を 99%以上締結しており、地権者さんには理解を頂いています。経産省向けの設備認定を昨年 3 月、東北電力への接続については回答をもらっていますので、確実に売電できる見込みです。これからについてですが、森林法に基づく林地開発の申請を県に対して行います。本申請を来月または5月までに、最終的な計画を立てて提出することを想定しています。私たちが考える、軽米町への効果についてですが、地元産業へは雇用の創出について、施工期間は合わせて4年またはそれ以上かかり、その間通常時で概ね 100 名、多いときで数百名の作業員を雇用することになります。発電中は、草刈り等の定期的な管理、冬場は管理用道路の除雪、残置森林の管理等を行うことを予定しており、年間 5,000 万円程度の予算をつけています。作業については、基本的に地元をお願いしたいと思っています。副産物的に、視察旅行や観光に活用してもらえるとかがえています。再エネは環境負荷が低いという特徴があり、従来型の発電と比較して、安全・安心な内容です。雨水排水以外に、有害な配水は発生せず、環境負荷は低いと考えています。CO2排出削減は、年間 3.6 万トンにのぼると試算しています。税金は、新たな固定資産税、償却資産税、またこちらに現地法人を設立しますので、法人住民税等が見込めます。年間1億円程度、20年間で24億円程度は発生し、間接的に貢献できるものと考えています。次に防災について、これは地権者ならびに近隣住民が強く関心を持っています。林地開発の申請を出して、許可をいただくための方策を考えています。国、県からの許可を得た、安全を認められた防災設備を整備します。安全性は、現状よりもより安全性が高まるように、調整池や排水

路の設置等を行い、安全性の維持をはかる。大雨が降った場合大丈夫なのか、ということは、地権者さんからも強い関心を寄せられています。降雨の想定は、は、30年間想定140ミリ/時間が降っても決壊しないものを整備し、あふれさせないことを原則とします。整備する調整池は、合計で20個以上となります。協議会へ参加する私たちのメリットは、法律の趣旨でもある地域、行政の方の賛同が得られる、助力がいただけることです。我々の地域貢献としては、税金、雇用の面が主となります。

(委員)

計画案P16のC～Eの事業が該当します。Cは年内着工でスケジュールを組んでいます。Dは地権者24名で、大半が契約済みであり、経産省の設備認定と東北電力の需給契約も済んでいます。Eは弊社ないでは一番大きく、地権者は70名です。ここについては、2/13に経産省の設備認定をいただき、東北電力には系統連系の回答をまたずに、32円の申請をしています。DとEについては、4月から任意環境アセスをほぼ半年、秋口までかけて実施する予定です。その結果は、追ってご報告いたします。地権者の会と何度か協議しながら、環境アセスが終わり次第、測量を行い、林地開発の申請をする見込みですが、この2案件については国の許可を取るのに2年くらいかかると言われています。それを受けてから、工事着手になる見込みです。防災は、沢筋を残したり、調整池を設置する方法については、法令を守った形で行っていくこととなります。現時点では8箇所の調整池を予定していますが、林地開発の申請を経て変わる可能性もあります。

(委員)

バイオマス発電所の資料を配らせて頂きました。計画案では、P16のAが当社の事業地です。山内となっていますが、晴山第2地割ということですので、晴山に修正をお願いします。造成面積は1.7haで、工事は65%程度進んでいます。町内には20箇所、グループ全体では190箇所の農場があり、そこから出る鶏糞の8割を使います。基本的には、自社のものだけです。ソーラーと比べると、だいぶ小規模ですが、6.25MWのうち4800kwを売電する予定です。設備は、ボイラー、発電機、タービンすべて2つずつ設置します。鶏糞発電はこれまですべて九州で整備されていて、当社は国内で5箇所目、本州では初めての設備となる。岩手県は、国内では3番目のブロイラーの生産高が国内3番目。そのうちの半分は当社が行っていて、鶏糞は15万トンくらい出ている。今回のシステムは、そのうちの8割の年間12万6千トンを使用します。これまでお金をかけて処理していたものを、エネルギーとして使えるのは、当社としては願ってもないシステムです。年間、315日程度稼働し、2年に1回は全部停めて点検します。建物は鉄骨造3階建てで、完成すれば軽米町内で最も大きな建物となる。先進地の九州は屋外にあるが、当地は寒冷地なので、建物内に収めることとなります。従業員は17名で、24時間運転のため、8時と20時の2交代制で、5人ほどの日勤者がいることとなります。24年7月から社内プロジェクト発足しました。当社としては、平成14年頃に一度計画しました。しかし、その当時はFITがなく、東北電力では電気があまっていて断念しました。大震災を契機として状況が変わり、当社としては追い風になりました。コストが掛かるので、売電しても±0ですが、鶏糞を使えるというメリットが大きいです。経産省の設備認定は、26年3月にいただきました。林地開発と都市計画の

申請について、認可を得て着手し、26年12月に工事計画届けを出しました。工事は昨年9月から、木の伐採、造成、排水工事を行っています。防災設備の一環として、3,300立米のプールができます。そこから、専用の排水管を1km伸ばして、雪谷川につなぎました。現在、建物の基礎の杭打ち工事を実施中で、6月に造成の林地開発の検査、その後鉄骨の工事にかかり、プラント工事は7月からとなります。来年4月には検査を受け、3ヶ月程度試運転を行い、お盆前には営業運転を始めたいと考えています。事業費は60億円程度かかっている、今後ももう少し必要となる見込みで、それをいかに抑えるかに頭を悩ませているところです。

(会長)

事業について説明いただきました。修正案に関するご意見、質問等あればお願いします。

(委員)

P16について、開発の許可をとる面積、森林がどのくらい伐採されるのかが関心の的になっていますので、開発許可を得る面積を併記すれば誤解を招かないと思います。それからP18について、売上ベースの数%との記載がありますが、売上ベースで数%では事業が成り立たないことが明らかになっています。基本計画が定まった後に、町と協定を結ぶ中で決めて、皆さんにご提示いたします。事例で示されていた5%のケースは、事業の仕組み、内容が随分違うので、比較は難しいと考えます。

(東北農政局)

事業者さんに確認させていただきたいのですが、設備整備計画の中で、許可申請のワンストップ化ができることになっていますが、これを活用される予定はありますか？

(委員)

ワンストップは活用します。林地開発の許可の申請を出す場合に、設備整備計画には法律の要件と、今回の協議会で出された意見をできるだけ反映することで、ワンストップに乗せて行きたいと考えています。

(東北農政局)

7つの法律以外はワンストップの対象とならないので、注意してください。

(委員)

ワンストップは活用したいと考えています。

(委員)

当社はすでにすべての認可を取り終わっていますので、活用はしません。

(東北農政局)

もう一点お願いしたいのですが、農林業の振興として、どのようなことを考えていますか？設備整備計画に盛り込んでいただくこととなりますが、今わかっている範囲で結構ですので教えてください。

(委員)

現段階では、明確にこれというのは決めていません。基本計画の策定後、町との協議、地権者さんの要望を含めて、確定していきたいと考えています。

(委員)

具体的にこれというのは、まだ発言できません。方法としては、草刈りなどの管理に関する部分が該当するとイメージしていますが、まだ具体的ではありません。今後、町と協議していきます。

(東北農政局)

管理の部分は、資する取り組みとは異なります。基本計画のP20に沿った内容と言うことで、考えていただくようお願いします。

(会長)

修正案については何か意見はありますか？

(委員)

収入の一部の取り扱いのところで、事業者と町とで調整して協定を結ぶという点は良いのではないかと思います。他については、特にありません。

(会長)

では、委員の皆さんから順次ご意見をいただきます。

(委員)

土地改良区は農地を管理している団体です。地区の設定について、農地は除かれるということになっていますが、農業の発展のためにも、農地はやはり外していただきたいという意見です。

(委員)

森林開発面積の上限について、前回15%だったのが、今回は10%になっています。前回は根拠は明示できないということでした。今回、引き下げになっているが、その根拠はどのようなのでしょうか。15%でも想像を絶する面積です。協議会の意見として、もっと上限の引き下げができないものなのでしょうか。森林整備を行っているのに、それに反するように思います。どなたか、山は木があるだけでもいいという意見もありました。

(会長)

これに関しては、いろんな意見があると思います。先ほども挨拶の中で申し上げましたが、地権者と事業者さんの合意の中で進められるものです。これから、林地開発の許可申請の中で、厳しい審査を受けるものであり、すべては認められない可能性もあります。あくまでも上限ということで、ご理解いただきたいと思います。

(事務局)

10%という数字について、18,000haの10%という考え方です。できるだけ、林地を保全するのは大事ですが、その森林をいかに有効活用するかも大事です。そのあたりの調和を考えたときに、10%という判断をしました。二酸化炭素排出等も考えた場合に、このあたりが限度かと考えています。

(委員)

いろんな形でリスクは大きいかと思いますが、今の状況であれば、リスクを伴ってもやった方が良くないかと思ひ、賛成します。軽米町の収益がどこから来るかを考えたときに、非常に限られています。

0よりはあった方がいいと思います。いろいろなリスクはありますが、賛成したいと思います。軽米町では、出生数が減り続けていて、今は100名以下です。何かの形の歯止めが必要です。何かに期待したいと言うことで、お願いしたいと思います。

(委員)

P18に多面的機能の価値について金額が出ています。山は腐葉土で水の保全をしていて、失われると再生に時間がかかります。以前、町営の牧野ができる前は、豊かな森林でした。それができた後、水の流れが変わり、晴天時は干ばつに、雨が降ると大きな流れになりました。1時間140ミリの雨に対応できるということで、安全という話ですが、福島原発のように想定外のことが起こったときには、だれが責任をとるのでしょうか。一旦災害が出たときに、やはりソーラーはやめておけば良かったと言っても遅いのです。想定外のことが起きたときに、どのように対処するのか、どう責任を取るのか、それがはっきりしているのならば良いですが、いずれにしても困るのは、被害を受けた人です。

(委員)

責任をどうとるかということは、今この場で即答はできません。町との協定を結ぶ中で、責任の所在を明記することになります。そういう形で約束することはできます。とは言え、想定外のことなので、どうするかということは課題とさせていただきます。法律の範囲内は満たす方向ですが、それを越える分は持ち帰って、社内で検討させていただきたいと思います。

(委員)

計画の修正案については、特に意見はありません。デメリットの分ばかりが話題になって、メリットの分があまり話として出てこなかったのが残念です。町民が心配しているのは、大規模な開発なので、洪水の被害です。これについては、本当に多くの人々が心配しています。林地開発の審査結果が適正に行われることを期待します。配慮事項の中に災害を防止するという項目がありますので、これを実行していただきたいと思います。賛成か反対かと言われれば、賛成したいと思います。

(委員)

再生可能エネルギーの推進と農山村の活性化については賛成ですが、今回の事業者さんの計画については、あまりにも広すぎて、今日結論を出すのは反対です。前回お願いした、資料に第何回目を入れるという件、ポテンシャルマップの見やすいものを入れてほしい、現地見学をしてほしい、専門家を入れてほしいという要望はどうなりましたか。副会長は、再生可能エネルギーの専門家ではないと仰っていました。それから、先ほどの農水省の方からいただいた資料に、近隣市町村の住民を入れるということがありましたので、下流域の八戸市の住民を入れてほしいと思います。今日を最後にするというのではお話になりませんが。それから、毎日40台の大型車が通るとなると、道路が壊れるのではないかと心配しています。それから、森林を伐採することについて、産業振興課長さんはどう考えているかをお聞きしたかったのと、造成の砂利はどこから持ってくるか、それが雨で流れないかをお聞きしたいです。

(委員)

大型車両の通行について、1日40台、往復で80台通るということで、地元の住民説明会からも心配の声がありました。今回、事業にあたって、ミニアセスとして、交通量の調査を25年の12月に24時間調査を行いました。朝晩、片側ずつ850台の通行量があります。朝7～9時が時間あたり百数十台、夕方5～7時に同じくらいの台数です。日中は30～40台です。大型車両が60台くらいで、残りが小型車です。その中に、当社の大型車が加わります。現在、1,700台通っているのに、80台が加わると考えている。道路が壊れたらどうするかについては、地域の方からもご意見があり、それが原因であれば、我々としては直す意志があります。町道なので、基本は町の方でやってもらえますが、当社の原因が明らかな場合は、当社で直します。今回は、都市計画の申請も同時に行っていて、道路の幅員についての改善を言われています。箇所によって、3mの拡幅を言われており、これを実施すれば今よりも通行環境は良くなります。

(委員)

使用する鶏糞は、自社だけですか？

(委員)

基本的に、当社の直営及び契約農場の分だけを使用します。自社から出るものの8割を使用します。

(事務局)

ポテンシャルマップについて、カラー版は後ほど印刷してお配りします。現地視察は、今回は雪の時期で近づけなかったこともあり、27年度以降に実施したいと考えています。協議会の委員については、想定される委員ということで、関係先から選定しました。現時点で、新たな委員は考えておりません。

(副会長)

再生可能エネルギーは非常に分化していて、全体的な専門家というのは存在しません。全体を取り仕切る、名目的な専門家というのはなかなかいませんと申し上げました。私自身は、自分で言うの手前味噌になりますが、県の新エネルギー岩手起草委員長を務めさせていただきましたし、沢内、雫石、久慈、山形、釜石等の新エネルギーの策定委員長を務めさせていただきました。火山、地震ばかりではなく、防災全般について、県内では一番考えているつもりですし、それを含めた環境ということであれば、盛岡市の環境審議会の会長も務めています。全体的なところで言うと、それなりの見識は持っているつもりで参加させていただいていますので、そのような立場にいますということだけお伝えします。

(委員)

町長は、この計画は事業者と地権者で話ができるという発言をされていました。また、委員が町民代表ということで再三言われていますが、私は一人の個人の意見としてお話ししています。個人的な意見としては、あまりにも広すぎる面積であり、反対です。

(委員)

今、軽米町では再生可能エネルギー事業について、どこに行っても話題になっております。それは

何かと言いますと、大規模に森林伐採し、造成工事等を行いますと、特に大雨が降った際には、皆さん心配されているように下流河川なりその流域での洪水が発生する心配がないのかと言うことであります。そこで、その点に絞り何点か発言させていただきます。森林法では、森林伐採した下流河川なり下流流域に迷惑をかけないようにと面積 1ha 以上の林地開発を行う場合には、林地開発許可を県から得なければならないとされております。その際、一定の残存森林帯等の保存や防災施設（洪水調節池工）の対策が義務付けられていると思います。加えて、県のホームページで調べたのですが、林地開発許可申請手続きをする場合には、「林地開発許可申請書類作成基準」や「林地開発許可技術基準」をもとに行うこととされております。今回の再生可能エネルギー事業において、既に林地開発許可が出ている事業区域もあろうかと思いますが、これから林地開発許可を出す場合には、その事業区域へのお願いであります。そこで、本題の1つ目でございますが、大規模な森林開発は環境への影響はさることながら、水害発生リスクが非常に高まります。そこで二戸農林振興センターにお願いでございますが、林地開発許可を行う場合には、この「林地開発許可申請書類作成基準」や「林地開発許可基準」を緩和することなく、ルール通りに適用願いたいということでもあります。特に、土砂溜めえん堤工の貯砂能力算定では、単位あたりの流出土砂量の採用にあたり、区分範囲の中でも大きい数値を採用する指導をお願いしたいということでもあります。要するに、安全側の数値を採用されたいということでもあります。2つ目でございますが、地面に降った雨水は、調整池へと集まります。そして、余水吐工から沢へ流れまして、瀬月内川なり雪谷川へと流れることとなります。その際、放流先が普通河川であれば、ご承知のとおりその管理者は軽米町となります。林地開発許可申請書類作成基準の添付資料の8によると、「開発予定地からの放流による影響があると認められる場合には、下流の河川管理者からも同意を得ること」とあります。要するに、何を言いたいのかといいますと、軽米町管理の普通河川へ放流することとなれば、開発予定地からの放流による影響があるとだれもが認めることでありますので、当然、河川協議の対象となりますので、河川法に準じて適正に処理をお願いするものであります。軽米町におかれましては、そのところをよろしく願いいたします。3つ目でございますが、林地開発許可申請書類作成基準の添付資料の14によると「残置森林、造成森林及び緑地について開発終了時の適正な維持管理を確保するため、事業申請者は申請地の軽米町長と協定を締結すること」とありまして、その協定書の写しを林地開発許可申請書に添付することとなります。そこで山本町長にお願いでございますが、その協定を締結するにあたり、防災施設（調整池、余水吐工、土砂溜めえん堤工）の適正な維持管理をする旨を具体的に記載していただきたいということでもあります。例えば「事業誘致した町と事業主と一体となり定期的に巡回パトロールを実施して防災施設の維持管理状況を的確に確認する」といったことを、具体的に記載していただきたいことでもあります。また、二戸農林振興センターにおかれましては、その旨の確実な実施等をお願いできれば幸いです。4つ目でございますが、林地開発許可申請書類作成基準の添付資料の15によると、「開発行為により直接影響を受けると見込まれる関係者の同意取得書の写しを林地開発許可申請書に添付すること」とあります。関係者としては、水利権者、漁業権者、用排水施設管理者等となります。ここで心配な点は、「開発

行為により直接影響を受けると見込まれる関係者」とありますが、関係者の範囲の表現が不明確であります。事業申請者としては「直接的に影響がないとか、また最小限度で良い」と有利な判断をしかねませんので、特に今回のケースでは大規模な森林伐採となりますし、また社会的な影響も甚大でありますので、直接影響を受けると見込まれる関係者の範囲の設定においては、少なくとも瀬月内川と雪谷川との合流点までを同意取得に係る範囲としていただきたく思います。二戸農林振興センターにおかれましては、特にこの点について厳しい判断に向ける指導等をお願いできれば幸いです。最後ですが、平成 11 年 10 月 27 日～28 日の 2 日間の大雨により、軽米町では雪谷川が大氾濫しまして甚大な被害を受けたことは、皆さんも記憶に新しいことと思います。私の自宅も床上浸水しました。その際の降雨確率は 200 分の 1 と言われております。おかげさまで、雪谷川の河川護岸工事は立派に完成いたしました。でも、その立派な河川改修断面は、降雨確率にしますと 30 分の 1 とのことです。現場の護岸堤防を見ますと安心する規模の河川断面と思いますが、降雨確率からはとても安心できる断面ではないことをご理解されたいと思います。先ほども申し上げました平成 11 年の軽米町の大災害については、やむを得ない自然災害であると誰もが感じたところでございますが、二度と体験したくない思いであります。ましてや、大規模な森林開発事業の完了後に、不幸にして大雨があり、仮に瀬月内川が氾濫し大災害が発生した際には、今度は誰も自然災害とは思わないと思います。不幸な災害を絶対繰り返してはいけないとの思いから、関係機関には少しキツイお話をさせていただきました。

(委 員)

専門的な知識は全然ないですが、新聞報道等で再生可能エネルギーの記事を見えています。原発事故以降、原発は安全でないというのをみんな感じています。再生可能エネルギーを安全な形ですすめてもらいたいと思います。

(委 員)

私も一主婦として参加していますので、内容についてはここへ来て初めて理解したり考えたりしています。太陽光発電事業については、地権者と事業者、ここ何ヶ月かでバタバタと進んだ感じがしています。原発には反対で、軽米は日照時間が多いということで、活用できることはいいことだと思いますが、やはり規模的なことは心配です。軽米町は高齢化が進んでいます。若い人も山には入らず、自然放置で荒れ放題になっています。事業者が入ることで、そういう点でいくらかでも良いのかとは思っています。

(委 員)

自分でも太陽光発電を入れており、きちんと進めて欲しいから意見を言っています。P18 について、事業者の要望は反映して直すけれども、我々の意見は入れないというところに不満を持っています。収入の一部については、決定後に協議会へ報告するとありますが、報告してもらってもどうしようもなく、内容的にプアだと言っています。多面的機能の価値評価についても、金額は県で算出したものだが、その右側の影響の部分は、一体だれが評価したのか？この書き方では、県がそう言っていると取られかねません。紛らわしい資料は入れないでほしいです。この見解はだれかの見解であって、少

なくとも私の見解とはかなり異なりますし、町民を惑わすような書き方は気をつけてほしいです。一番気になるのは、工事期間中に大洪水が起きたらどうするのかということです。工事期間中は丸裸で、調整池も何もできていない状態で、洪水が起こったらどうするのでしょうか。委員からもありましたが、資料編の図面はわからないので、わかるものにしてほしいです。何を意図として載せているのかがわかるように、誤解するようなものは載せないで欲しいです。収入の一部について、なぜ5%は無理なのか、当初は事業費が膨らむから無理にしても、後から減価償却が進んだら町の要望として5%にしてもらうといったことを入れることは可能ではないでしょうか。軽米町の計画なので、軽米町の意志を入れるべきで、そこを何とかしてほしいと言っています。計画自体に反対ではありませんが、計画書自体の書き方に問題があります。外の人から見たら、軽米の人は何をやっているんだと言われかねません。現状では、計画書の描き方に満足行くものではありません。

(委員)

全森林面積の10%以内にするというのは良いと思います。収入の一部でパーセンテージを明示しないということも、先ほどの説明でわかりました。軽米町の農家では、玄米の価格が3～4年前の1/3になってしまい、農業が続けられないという声をよく聞きます。機械代も出せない中で、どうするかという話もあります。山は手入れがされない問題があり、そういう現状がある中で、軽米町が活性化するためには、山を活用するしかないと思います。これが良い機会なので、何とかこれをものにしていきたいです。それ以外に軽米町の発展はありません。開発に大賛成するので、みなさんは協力していただきたい。

(委員)

20年後の撤去と森林の回復を心配しています。森林は元の姿に戻すことが盛り込まれていますし、森林・木材は再生資源として復旧がはかられるようにしてほしいと思います。山をなくすことで税収が入るのであれば、そのお金を山の手入れに使っていただきたいと思います。

(委員)

委員の発言に合ったとおり、県としては法律に則って、厳格に審査させていただくことになります。手続きは町からですが、資料は事業者が用意することになりますので、きちんと準備していただきたいと思います。10haを越える大規模な開発となると、出先ではなくて県庁の森林保全課が窓口になりますので、伝えます。

(委員)

計画の中身については十分議論されたと思います。林業行政の立場からすれば、地域森林計画という県の計画、それに市町村森林整備計画と調和の取れた基本計画であるように、というのが農山漁村再エネ法の大前提なので、町役場として整備計画と調和が取れているということを示すことが必要で、その合意形成も図ることが必要です。基本計画が承認されれば、引き続き審査の手続きを適切に進めていただければと思います。

(副会長)

いろいろな方が心配されていることで、私も危惧していることは、異常気象とも言えるゲリラ豪雨のような、予想できない雨が降ります。広島や伊豆大島など、このポイントにこれだけの雨が降るといことは、気象庁も予測できない状況です。これだけの森林を開発したときに、今の山よりも災害が起きにくい工夫も可能かとは思いますが、計画をきちんと作り、知恵を絞ってより安全側にいくような作り方をしたい。以前、ゴルフ場開発が盛んだった頃にも、いろいろな工夫がこらされ、幸いにもそれによって大きな災害が引き起こされたということは聞いていません。これほど大規模な計画は少ないかも知れませんが、十分工夫をして、森林の持続可能な地域づくりの前向きな事例になってくれればよいという希望を持っています。ただ、その対策だけはしっかり考えて、住民のみなさんの心配を払拭するように取り組んでいただきたいと思います。

(東北農政局)

基本計画で一点だけ確認です。P22 のアについて、前回意見があったと思いますが、修正はされていますか。このような書きぶりで良かったのでしょうか。

(事務局 計画策定受託者)

ご意見として指摘いただいたように修正しています。

(委員)

前回お話をさせていただいたのは「規制が少ない」というのを根拠にして森林を利用するのは違うのではないかという話をさせていただきました。ですので「規制が少ない」という表現は避けていただいた方がよいと思います。

(事務局 計画策定受託者)

そのように修正いたします。

(会長)

皆さんからご意見をいただき、事業そのものにはご賛成いただけると判断いたしました。その他、言い足りないことなどありましたら、お願いいたします。

(委員)

町内には牧野も多いですが、農地に含まれるのでしょうか？

(事務局)

牧野は、本計画では農地に該当します。

(委員)

町長からは、みなさんが賛成という発言もあったが、反対や保留という意見もありました。地権者と事業者が合意できれば、協議会はなくても事業は進められるという説明もありました。協議会そのものがなかったのではないかとも思います。本来はもっと専門家による協議会の方が、充実したと思います。

(委員)

本当に今回で最後なのでしょうか。今出たような部分の修正がどうなったのか、その確認はどうす

るのでしょうか。前回良いと思っていた内容が、事業者と総務課で調整して、今回はなくなっていてえ？と思う部分もありました。今日話したような内容が、どのように反映されて、どう完成するのかを説明してほしいです。どういう風に修正されるのかがわからなければ、納得できません。

(会 長)

パーセントについては、事業者さんによっていろいろなケースがあり、それぞれの事業者さんでしっかりと地元貢献をしていただくということで、個別に具体的に決めていきたいと考えています。

(委 員)

事業自体は賛成しますが、計画書のプアな部分はどのようにするのかを教えてください。

(事務局 計画策定受託者)

ご指摘のとおり、紛らわしい書き方なので、修正させていただきます。ただ、修正した結果をどのように示すかは、事務局と協議の上回答するので、いまここで回答することは差し控えさせていただきます。

(委 員)

なぜ今日で締め切らなければならないのですか。答えていただきたいです。また、この計画は軽米町にどういうことで貢献してくれるのかが不明確です。協議会の責任について、非常に心配しています。町長は、議会で協議会の意見ということを再三言っておられました。今回の協議会では心配が先に立って活性化の話についてほとんどできなかった。どう活性化させるのかを示していただきたいと思います。

(会 長)

活性化についての個別の議論については、別の機会に行わせていただきたい。今回はこの案で決定とさせていただきます、しっかりと進めさせていただきますと考えています。

(委 員)

協議会の規約には、出席者全員の合意形成とあります。それについて、町長の今のご発言は、どう整合しますか？

(会 長)

100%皆さんのご意見を合意させるというのは、かなり難しいと考えています。これまでもかなりのご議論はしていただいたので、合意形成はできるものと思っています。いただいたご意見はきちんと反映させていただきます。

(委 員)

推進体制を直して欲しいです。協議会は、意見を諮問するくらいの役割にして、町長が決定して推進する、という形にして欲しいです。町長が決めて進めるというのであれば、そのような形にしたら良いと思います。どう直すかは示していただき、直したものはきちんと出していただきたい。このまま行くのであれば、堀米は協議会から外してほしいです。今の計画はプアであり、私の考える計画とはかなり違います。

(副会長)

全員がこと細かなところまで一致できるというのは、どんな会議でも難しいでしょう。規約で合意をはかるというのは、このような会議では全体的な方向性についてであり、細かい具体的な内容はこの会議ではなかなか一致できないのは仕方ないと思います。細かい点まで一致していないのであれば、計画書の前書きか後書きかで、いくつかあったご意見の中では、このような指摘もあったが、推進していく中で、反映させていくという書き方ではどうでしょうか？

(委員)

この協議会の力がものすごく大きい感じで、私は不安を感じます。開発上限面積を10%とした点について、実際に開発される面積がどのくらいなのかを入れていただきたいと思います。P18 決定した額を協議会へ報告するのは不要ではないでしょうか。前回要望した1/2.5万の図面はいつ用意してくれるのでしょうか。事業地の見学会はいつやるのでしょうか。お願いしたことがあまりやってもらえないのが残念です。

(事務局)

%については、ここで決定するのではなくて、事業者と町との間で決定した結果を協議会へ報告するという内容です。不要であれば削除することもできますが、その後の取り組み状況をお知らせするなら、入れるべきかと思います。町民を巻き込んだ形での現地視察は、今後計画したいと思っています。

(委員)

軽米町の水田面積が500ha、その4倍に近い面積がパネルになるわけです。その分の雨水をためるための貯水量は、膨大になると思います。ソーラーそのものには賛成ですが、あまりにも規模が大きすぎます。いかなる方法があったとしても、自然には敵いません。どうしても不安は拭えないと思います。軽米町の水田の4倍の面積のソーラーについて、皆さんの頭に入れて欲しいと思います。

(会長)

さまざまな意見と発言はあるかと思うが、このあたりで議論を閉じたいと思う。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。本日いただいた意見については、再度確認して、計画案の中に入れさせていただきます。